

勢多章甫と勢多家関係図書

相 曾 貴 志

はじめに

勢多章甫（一八三〇～一九四）は幕末期には朝廷において、執次として奥向きとの連絡役を務め、明治に入ってから、宮内省図書寮において、それまでの朝廷での職務の経験を生かして、孝明天皇の御事蹟を中心に幕末期の故実や儀式の調査・考証を行った人物である。一方で彼は最後の明法博士として史書や儀式書等の校訂や考証も行ってきた。

私もこれまで章甫の伏見宮家の古典籍類の借用・書写について調べたり、^①勢多家旧蔵の延喜式について報告するなど、^②当部で蔵する勢多家関係図書を調査する機会があったものの、^③勢多家についてまで考察の対象にしたことはなかった。歴代当主のなかで、章甫は「嘉永年中行事」の解題（『増補改訂故実叢書』二八（明治書院、一九五一年）所収。以下、嘉永年中行事解題とする）等で履歴が分かるが、それ以外の当主については『国書人名辞典』に簡単な履歴と著作が紹介されているのみで、よく知られていないのが現状である。

そこで本稿では勢多家関係図書の検討を通して、口向役人としての勢多家

の果たしてきた役割と、諸本を校訂・考証する明法博士としての勢多家歴代当主について見ていくこととしたい。次いでそうした勢多家に生まれた章甫の経歴を嘉永年中行事解題や「嘉永年中行事考証」坤（函架番号一七三・一七八）の巻末に付された自筆の「履歴書」（以下、自筆履歴書とする）等を手がかりに、宮内省における彼の業績を明らかにしていきたい。最後にこれら勢多家関係図書の特徴を明らかにしながら、これらの図書寮への移管や献納の経緯を検討していくこととする。

一 勢多家と歴代当主

勢多氏は法家中原氏の一流であり、勢多はその屋号である。勢多の初見は建武元年（二三三四）八月の「雑訴決断所結番交名」の中原章兼の肩注の「勢多大夫判官」とみられている。また屋号のいわれは、近江国栗太郡勢多庄を領したことによる。同家が頭角をあらわしてくるのは室町中期以降であり、以後、博士や大判事に任じられ、江戸期に入り、治勝（一六二五～七九）が延宝三年（一六七五）に明法博士に任じられて以降、章甫に至るまで歴代

その職を得ている。このように勢多氏が法家中原氏の嫡流たる地位を得たのは室町中期頃であり、厳密な意味で博士家となったのは、江戸時代初期に降るとみられている^④。当部で蔵する勢多家関係図書の中で、奥書等に自筆署名等が見られる一番古い人物は治勝であり、彼は「勢多旧記」（無窮会図書館神習文庫所蔵）のなかの「中原家書付」にそれまでの勢多家の歴史や職掌を書き遺している^⑤。

江戸時代初期に博士家としての地位を確立した勢多家であるが、章甫が自筆履歴書の冒頭に「旧検非違使并執次役」としているように、勢多家の当主は代々検非違使と執次に任じられている。検非違使と執次の関係について、彼は別の文書では「官人并御内儀役人等兼帯」とも書いており、「官人」（検非違使）と「御内儀役人」（執次）とはそれぞれ別の禄が支給される場合があったとし、勢多家の場合は「本職禄」（検非違使）が支給されており、御内儀役人に召し出されてから五代の間は「給禄無之」であったとしている^⑥。このように章甫にとって検非違使が「本職」であり、執次は「兼帯」したものだっただけでなく、^⑦

江戸時代の検非違使の職掌は下橋敬長によれば、正月七日の北陣（罪人赦免の儀式）、四月の賀茂祭で路次警衛の為に行列に加わって社頭への参向、改元定の翌日に罪人の赦免の宣告等に従事する程度であるとし、勢多家と町口家が大判事・明法博士を隔代に務めたとする^⑧。勢多家の検非違使（官人）としての詳細な記録が「勢多家記」と「職掌雑記」である^⑨。前者は正保（一六四四）、明暦（一六五五）両度の改元、慶安二年（一六四九）の後陽成院三三回聖忌、万治三年（一六六〇）の後光明院七回聖忌、寛文六年（一六六六）の後陽成院五〇回聖忌、同年の後光明院一三回聖忌、享保十八年（一七三三）

の東山院二五回聖忌における赦行次第の文書を集めたもので、これらの文書に勢多家では治卿（治勝の二代前当主、一五九〇～一六七〇）、治勝、章堅（治勝孫、一六八一～一七三七）の名前が見えている。後者は七八冊（六五冊に合冊）の大部なもので、「北陣并下行」「官位任叙」「官位次第」「賀茂祭并下行」「別当廷尉佐拝賀参役等之供奉」「御触之部」「雑之部」等に部類され、元禄十七年（一七〇四）から天保五年（一八三四）までを編年しており、いわば検非違使を中心とした勢多家の地下官人としての記録を集成したというべきもので、章武（一七九二～一八五八）^⑩の名前まで見えている^⑪。

一方、執次は口向役人のひとつである。羽倉敬尚によれば、口向とは「生計の意で、食品の買入れ・調理から、広く住居の掃除・営繕、日用諸用度・会計までの職務を担当する下僚役人」を口向役人と称し、執次は徳川幕府から派遣された御附武家の下で「御内儀諸般ノ事務ヲ総轄シ、侍分以下ノ進退黜陟ノ事ヲ処理」（松浦重剛「侍分職務概要」）したとする^⑫。下橋によれば、勢多以下一一家が執次を務める。この役は女官の執次で長橋局（勾当内侍）の支配を受け、ほとんど家来同様の取り扱いであるが、御附武家の代理をするため、御内儀では相当な勢力があったとする^⑬。

執次の職掌日記が「禁裏執次所日記」（函架番号F一〇一九九～一〇七、七二冊）である（明和四年（一七六七）より弘化四年（一八四七）迄を収める（欠年あり））。一方、当部には「勢多章純日記抜書」（函架番号二五二・一五五）を蔵しており、延宝二年（一六七四）正月より貞享三年（一六八六）閏三月、明和二年（一七六五）十月から天明五年（一七八五）九月迄を収めている。両者が重なる年次は多くないが、重複する日の記事を比べてみると、同じ文書を引き写しているような箇所がある反面、同じ事柄について記述されているにもか

かわらず、文章は同じではない箇所が見られるなど、どちらかを書写したような形跡は見えない。また「勢多章純日記拔書」の外題や内題に「御日記拔書」「御用御日記拔書」とあり、記事の日付の下には「勢多豊前守」や「町口大判事」といったその日の当番とみられる名前が見えるのに対し、「禁裏執次所日記」の外題は「日記」とあり、本文には当番と思しき人名は見えていない等、体裁等も異なっている。このように両者は親子や抄出といった関係であったとは考えにくく、別々に作成されたものとみられることから、「勢多章純日記拔書」は章純による執次の職務日誌であった可能性が高い。

ただし延宝二年から貞享五年の部分は章純（一七三四～九五）の生まれる以前の治勝、章成（治勝の子、一六六九～八八）が活躍した頃のものであり、記事もやや簡略になっている。このなかで延宝七年五月五日条に「勢多大判事死去」と治勝の死去の記事が見えているが（章成は一二歳）、こうした表記の仕方は勢多家関係者によるとは考えにくいことから、少なくともこの部分は勢多家以外の記録を書写したものであろう。

勢多家の当主は執次を務めるとともに、これとは別に御用掛として特定の業務を任じられ、それらの記録が当部に蔵されている（別表2、別表3）。このなかで大部なのは章純の二つの「御用雑記」（函架番号二五二一五（二二冊）、函架番号二五二一四（四八冊））であり、現在、これらは別々に整理されている。このうち二二冊本は明和九年二月より天明二年十二月迄を収めるのに対し、四八冊本は天明元年より寛政六年（二七九四）迄を収める。両者は判型が異なっているものの、天明元年十一月二十五日より同年十二月朔日迄の記事が重複しており、重複箇所の内容は一致している部分が多い。これ何らかの理由で、天明元年より新たに冊を新調して書き直したと考えるべ

きで、両者は連続する日記であったとみてよいのではなからうか。なお四八冊本の七冊目にあたる天明四年四月より六月迄の冊に収められた天明四年六月十八日条で章純が「女一宮御用」に任じられた記事が見え、その冊から外題に「女一宮御用相兼」と付記されるようになる。「女一宮」は後桃園天皇（一七五八～七九）皇女である欣子内親王（一七七九～一八四六）のことで、さらに四七冊目の寛政六年七月より九月迄の冊からは「中宮御所御用相兼」となるが、これは欣子内親王が同年三月七日に光格天皇（一七七二～一八四〇）の中宮に冊立されたことによる。

また章純は寛政度の内裏の御造営の御用掛にも任じられている。天明八年正月三十日に内裏が焼亡した後、復古様式で内裏を再建する計画が立てられたが、この折に章純は同じく執次である土山武辰（一七五九～一八二七）とともに御指図御用掛に任じられた。その記録が「造内裏御指図御用記」（函架番号一七五八七）で、天明八年四月七日の御用掛の仰せ付けから、寛政四年十月までを収める¹⁴。この日記は職務日誌であるために、章純の非番の日の記録がないことが指摘されており、それを補完するものとして土山の同種の日記（禁裏御所御用日記）（国立国会図書館所蔵）の存在が知られている¹⁵。このように章純も土山もそれぞれ職務日誌をつけていたが、当番の日のみの記述ということに注目すれば、これらの日誌は私的につけられた職務日誌とみることができる。

こうした日誌は章純の子である章斐（一七六一～一八二五）も遺しているが、そのなかで寛宮（恵仁親王、後の仁孝天皇（一八〇〇～四六））の御用掛を長く務めており、その記録として「寛宮御降誕書記」（函架番号一七五一九）、「寛宮御用雑記」（函架番号二五二一八）、「恵仁親王恒例臨時御用留」（函架番号一

七五・一五)、「恵仁親王立坊新調御道具御用雜記」(函架番号一七五・二〇)があり、寛政十一年より文化十四年(一八一七)迄が収められている。これに係するものとして、当部では内題に章斐の署名が見える「東宮御用旧記拔書(渡辺旧記)」(函架番号二五・二・三三)を蔵している。内容は桜町天皇(一二二〇～一七五〇)と後桃園天皇の皇太子時代の御用掛の記録とみられる。「渡辺」とは勢多家と同じく執次を務める内豎の渡辺家のことであろうか。これらの内題に「東宮様御用拔書」「東宮様臨時御用拔書」とあり、また内容も「恒例」「臨時御所方」「関東武家」「撰家宮方」と分類されており、「恵仁親王恒例臨時御用留」のそれと似ている。おそらく章斐が東宮の御用掛に任じられるのに際して、以前に東宮御用掛を務めた渡辺家の記録を書写して参考にしたのであろう。このように勢多家の御用の記録のみならず、土山家では「禁裏御所御用日記」が、また渡辺家でも「東宮御用旧記拔書(渡辺旧記)」のような御用掛の記録が作成されたところを見ると、これらの記録は次に御用掛に任じられた際の参考にする為といった側面があったことがうかがえる。

この他に女院御所(章純・章斐)や門跡寺院(章斐・章武)に関わる御用掛に任じられたり、章甫も孝明天皇(一八三一～六七)の皇女である寿万宮(一八五九～六一)の御用掛を務めるなど、以後の当主たちもそれぞれ記録を遺している(別表3)。

その一方で勢多家の当主たちは明法家として史書や儀式書等の校訂や考証にも足跡を残している(別表1)。

治勝の印と奥書を持つものとしては、延喜式(函架番号一七二・二・三三)や拾芥抄(函架番号一〇六・八六)があり、これらには代々当主の校訂が見える。また政事要略(函架番号一七三・一・四〇)は章純が滋野井公麗(一七三三～八一)

本や曾我部本を書写したもので、やはり章純以下、章武、章甫の書き込みを持ち、同書の写本研究で注目されてきた本である¹⁸⁾。

章武に関しては、公家との古典籍の研究会に参加していたことが指摘されている¹⁹⁾。「定功日記」(函架番号野一七)天保十三年(一八四二)八月二日条に、

未許、東園大夫来臨即相伴、向沢村出雲守寿栄〔檢非違使〕許、勢田大判章武事朝臣〔檢非違使也、當時有識之聞人也〕、平田権少外記中原職孚、其他三四輩同在座、見江家次第〔第一卷〕、黄昏帰宅、

とある。ここに見える沢村出雲守寿栄(二八〇八?)は章武と同じく執次であり、また勢多家関係図書にある延喜式の校訂に際して、二条家本を斡旋した人物である。ここで章武は野宮定功(二八一五～八二)に「當時有識之聞人」と評されている。佐竹朋子によれば、寿栄のもとでの勉強会は江家次第のあと、令義解、北山抄、延喜式と続いたとしている。この他に同日記天保十四年十二月九日条にも、定功が中山忠能(二八〇九～八八)邸で東坊城聡長(一七九九～一八六一)や勢多章武と類聚国史の校合をはじめた記事が見え、ここでも定功は章武のことを「識達人」と評しており、章武は当時の公卿から、沢村寿栄ともども儀式や国史に精通した人物として評価を受けていたことがうかがえる。

以上、当部に蔵されている勢多家関係図書を中心に、治勝から章武まで見てきた。それによると勢多家は地下官人としては檢非違使に任じられる家で、その職務は正月の北陣、賀茂祭、改元等の際の赦行儀式への参列等であった。口向役人としては、内儀との連絡役を務める執次に任じられる家であり、それに加えて皇族の御世話や内裏の御造営、御邸の管理を行う御用掛に任じられた。そして執次・御用掛に就くと記録を残し、次の御用掛の任命に備えた。

(別表1) 大正7年式部職移管本

台帳 番号	函架 番号	書 名	冊数	備 考	図書録 目録	明治16 年リスト
31511	173-115	朝野群載	21	勢多蔵書印。文政の頃の奥書あり。	乙	あり
31518	173-133	仮名装束抄	1	勢多章武校。勢多印。	乙	あり
67970	171-330	儀式	5	章武により文化9年書写、天保15年、嘉永2・4年に校合。勢多蔵書印。	乙	あり
31522	173-106	法曹至要抄	2	勢多蔵書印。章甫の書き入れあり。	乙	あり
31527	173-103	新抄格勅符卷10	1	勢多蔵書印。明治7年11月24日付の章甫の奥書あり。	乙	あり
31529	173-137	小野宮年中行事	1	勢多蔵書印。「甫考」あり。奥書に天保10年書写、翌年8月一校(章武)。	乙	あり
31530	173-138	九条年中行事	1	勢多蔵書印。章武が天保10年に梨陰先生の本を書写して翌年8月1日に校合。	乙	あり
31531	173-139	内裏式	1	勢多蔵書印。章甫が嘉永7年仲秋、安政5年(1858)に祢本と校合。	乙	あり
31535	173-140	政事要略	23	勢多蔵書印。章純が滋野井公麗本、曾我部本を書写。章純、章武、章甫の書き入れ、奥書あり。	乙	あり
31567	274-440	喪制雜例	8	勢多蔵書印。明治元年12月の前書き(第1冊目表紙裏)あり。4冊目に天保12年正月28日・9月2日の章武の奥書。慶応3年正月20日の章甫の奥書。	乙	あり
31568	273-122	続日本後紀	5	勢多蔵書印。章武による奥書あり。沢村寿栄の校訂本の奥書あり。一条家本や三条西本で校訂。	乙	あり
31603	B6-550	雲図抄	1	勢多蔵書印。	乙	あり
31659	260-52	中右記	6	勢多蔵書印。	甲	あり
31663	175-365	江談抄	2	勢多蔵書印。勢多家以前の旧蔵者の蔵書印抹消。旧蔵者の奥書(明和9年10月に七条隆房(1746~73)が山井兼敦(1739~89)の本を書写)。	甲	あり
31664	257-119	康富記応永8~康正元	10	勢多蔵書印。勢多家以前の旧蔵者の蔵書印抹消。	甲	あり
31665	257-118	康富記応永29~宝徳3	6	勢多蔵書印。慶応2~3年章甫写。	甲	
31669	257-122	天曆御記	1	勢多蔵書印。奥書に安政3年12月常盤御所にて書写。	甲	あり
31670	257-121	土左記	1	勢多蔵書印。奥書に六条家本を書写。	甲	あり
31671	257-120	九記	1	勢多蔵書印。	甲	あり
31672	257-123	貞信公記	1	勢多蔵書印。安政3年浜嶋等庭(1747~1821)本を書写。	甲	あり
31674	257-124	日本逸史	20	勢多蔵書印。山田以文、勢多章武一書あり(天保11年・14年)。	甲	あり
31675	175-367	北山抄	10	勢多蔵書印。勢多章武・章甫一書あり。①弘化3年9月23日一校(章武)、②文化8年8月に内監渡辺家の写本で補写(章武)、弘化3年9月26日(不明)、③~⑤弘化4年(不明)、⑥⑦弘化4年(章甫)、⑧嘉永2年9月29日(章武)、⑨嘉永元年(章甫)。⑩文化10左大夫尉、天保8年(範武)、嘉永元年野宮家古写本で校訂(章甫)。	甲	あり
31676	106-86	拾芥抄	6	勢多章甫一書あり。治勝奥書と印あり。②嘉永3年11月26日山田家所伝古本で一校(章武)。④安政5年5月22日(章武)。⑥安政5年8月17日(不明)。	甲	あり
31677	175-543	本朝月令	1	勢多蔵書印。明治3年5月5日(章甫)。	甲	あり
31679	171-279	類聚三代格	9	「家世明法儒中原氏図書」印抹消。①天保14年11月21日(章武)、嘉永4年7月4日(藍書、不明)。③天保14年11月4日(章武)、嘉永4年8月22日(藍書、不明)。④天明5年5月(章純)、弘化3年8月20日(章武)。⑤天保15年2月(章武)、嘉永4年9月3日(藍書、不明)、安政5年4月27日(章甫)。⑦天保15年9月21日(章武)。⑧天保15年5月11日(章武)。⑩嘉永4年8月11日・同6年10月13日(藍書、不明)、安政5年4月28日(章甫)。⑪奥書なし。⑫嘉永5年3月(章武)。	甲	あり
31681	109-505	延喜式神名帳頭註	1	勢多蔵書印。	甲	あり
31682	117-140	和名類聚抄	4	勢多蔵書印。	甲	あり
31686	171-280	交替式	1	勢多蔵書印。勢多章武書き入れあり。安政3年12月1日(章甫)。	甲	あり
31687	175-458	貴嶺問答	1	勢多蔵書印。奥書なし。	甲	あり
31688	171-281	法曹類林	1	勢多蔵書印。嘉永4年章甫書写。	甲	あり
31689	171-282	法曹類林	1	勢多蔵書印。奥書なし。	甲	あり
31690	171-283	法曹類林	1	「勢多蔵書之印」(章武の印か)あるも抹消なし。章純印あり。勢多章武書き入れあり。嘉永4年8月(藍書、不明)。	甲	あり
31705	172-123	延喜式	49	勢多蔵書印。治勝、章純、章斐、章武、章甫の書き込み、奥書あり。	甲	あり
31706	257-125	日本文徳天皇実録	5	勢多蔵書印。①天保13年10月(章武)。②天保13年10月(章武)。③天保13年11月(章武)。④天保14年正月(章武)。⑤天保14年4月「阿州別駕藤君校本一校」(章武)。弘化2年2月14日「神楽岡一校」(章武)。	甲	あり
31707	257-132	日本三代実録	20	勢多蔵書印。天保14年~弘化2年11月(章武)。②⑩阿波介以文手沢本にて校訂とあり。	甲	あり
31708	171-285	令集解	34	「中原章純印」「家世明法儒中原氏図書」印あり。天保5年10月~9年7月まで難波宗建(1697~1768)卿本(女番権助兼近江守源晋(福井晋カ)所蔵)にて校訂(章武)。文政3年に①④⑫⑭⑮は壬生以寧(1793~1847)本にて校訂(章武)。安政6年5月1日より万延元年4月9日迄菊亭本にて校訂(章甫)。天明5年2月久我本を備写(章純)。現在は34冊であるが、奥書によれば36冊とある。また章純による別冊目録あり。	甲	あり
31725	257-126	古事談	6	勢多蔵書印。	甲	あり
31704	257-127	略録	56	勢多蔵書印。江戸末期に勢多家にて編纂されたものか。安政3年9月の年紀を持つ紙背文書に「勢多大判事」と見える。章甫が大判事を兼ねるのは安政6年であるので、ここに見える大判事は章武。天長7年より天正16年迄の薨卒、天変地異、任官、謀反等の記事を国史、古記録等を引き写し、編年したもの。①に「略歴総計五十六冊明治十一年五月卅一日」とある紙片が1丁目の前に綴じ込まれている。	甲	あり

一方、代々の当主は明法家として、史書や儀式書等に校訂を加え、徐々にその蔵書の量と質を高め、「識達人」と公卿から評価されるような人物も輩出した。このように勢多氏は朝廷の生活を支える実務に従事するとともに、諸本の校訂等、古典の研究を通して朝廷の諸制度の実務と歴史に精通していくのである。

二 章甫の履歴と業績

章甫は天保元年に生まれ、同七年に左衛門大志に、安政四年（一八五七）に執次に任じられ、翌年正月に明法博士、三月に大判事を兼任する。安政六年に孝明天皇（一八三二～一八六八）の皇女である富貴宮（一八五八～一八五九）、次いで文久元年（一八六二）には同じく寿万宮の御用掛になるが、寿万宮の場合は、宮の御不例に際して「加勢」という形で御用掛に任じられ、「宝蓮華院宮御凶事記」を遺した。明治元年（一八六八）十月二十八日に皇学所御用掛に、これが京都学校になった後も御用掛を務め、明治三年八月に同校が廃されるまで、同掛を務めた。そして同年十一月に地下位階が廃されることになり（以上、自筆履歴書）、正五位上明法博士兼大判事という地下官人の地位を失う。

明治政府設立後、公卿は政府高官に召し抱えられたり、それ以外でも華族に組み込まれるなどの政府からの保護があったが、それまで朝廷に仕えていた官人や仕人、公卿の諸大夫等にはそうした恩典を受けることなく困窮する者も少なくなかった。彼らの多くは士族に編入されたが、武家出身の士族とは行動様式や生活習慣も異なり、そのほとんどが京都出身という特徴を持つ

ていたことから、武家出身と区別して「官家士族」と呼称された²⁰。章甫もこうした官家士族の一人で、明治四年に京都府より士族触頭に任じられていた²¹、明治十四年一月八日には大蔵省に官金拝借願を京都府に提出していることから、明治に入ってから京都に居住していたとみられる。官金拝借願のなかで「知行高被廢候ニ付祖先数代世襲ノ廉消亡致候而已ナラス減禄ニ相成候ヨリ負債ノ為メ財産悉ク蕩費致シ生活ノ道ヲ失ヒ貧困ニ陥」²²っていることから、知行廃止後に生活が困窮したことがうかがえる。この願は聞き入れなかったが、同年五月に京都府より御陵掌（高島陵）に任じられた²³。

明治十六年九月に宮内省京都支庁が設置され、京都御所の「保存及旧儀再興且近畿御陵墓事務諸社山陵奉幣并皇族華族ニ関スル事務取扱等」を掌ることとなったが、これは岩倉具視（一八二五～一八八三）の「皇宮保存ノ意見」が具現化されたもので、このなかには後に章甫が担当する「賀茂男山岡祭旧儀式ノ事」や章甫がそれまで従事していた陵墓の管理も「全国陵墓掌丁宮内省ニ属スル事」として盛り込まれていた。京都支庁では「旧堂上非藏人官人口向及諸大夫坊官六位侍并諸家（割注略）旧家来」を殿掌・殿部・殿丁に採用することとなり、困窮していた官家士族が職を得たことは想像に難くない。

章甫も御陵掌の職を辞して、²⁴京都支庁庶務課御用掛に任じられ、翌年、賀茂男山岡祭御再興御用掛に任じられるが、²⁵明治十九年二月に宮内省京都支庁は廃され、宮内省主殿寮京都出張所に縮小された際に、彼は非職となっている²⁶。

同年十一月五日に章甫は宮内省で「京都表典故儀式等沿革取調」を嘱託され、図書寮にて「装束ノ沿革」「京都御所」「宮殿并御銚附」を調査し、「編集ノ体裁ハ本文下ニ引書ヲ附スヘシ」とする業務に就いた²⁷。

「装束ノ沿革」に関しては、嘉永年中行事解題に「装束沿革稿」「廷尉装束

抄」「女官衣服沿革」が見えるが、これらがその業績の一部であろうか。³⁰⁾

「京都御所」に関しては、章甫の曾祖父にあたる章純が寛政度の内裏再建に際して御用掛を務めていたほか、章甫自身も執次であったことから精通していたとみられ、「宮殿調度沿革」(函架番号四五五―一三九)を著している。³¹⁾

本書の外題は「宮殿調度沿革」とあるものの、内題は「宮殿并調度沿革」となっている。そして先帝御事蹟取調掛印が捺されているとともに、「孝明天皇御事蹟取調録」一(識別番号六四四〇―一)に収められた「謄写書類目録」に同書が見えていることから、『孝明天皇紀』の編纂に利用されたことが分かる。なお、本書は明治二十八年八月三日に章甫の自筆本を先帝御事蹟取調掛で書写した旨の奥書があるので、章甫の自筆ではない。明治二十七年の「緒言」によれば、章甫が宮内省支庁に勤務していた明治十七年春に、「京都ノ宮殿外国人等可為縦覧之由達」があつたが、章甫は外国人への対応について、「常ニ殿部等ノ疎漏ヲ歎息」していたことから、この冊子を作成し、殿掌候所に備えることとしたとある。体裁は古記録や儀式書等を引用して、宮殿や調度の沿革を解説したものである。

「宮殿并御鋸附」については、「安政御造宮記」(函架番号四五五―八三)を著している。この本は奥書等はないものの、章甫自筆のものとみられる。これも先帝御事蹟取調掛印が捺され、「謄写書類目録」に見えていることから、『孝明天皇紀』の編纂に利用されたことが分かる。³²⁾ 本書の構成は、「内裏を拝見せし様を左に記すべし」とあり、まず内裏を概観した後、紫宸殿以下それぞれの建物の棚、障子、杉戸等に描かれた絵や和歌等について詳述したものである。書名に「御造宮記」とあるものの、御造宮の経緯についての記述はない。

これらと前後して、章甫は「嘉永年中行事」(函架番号一七三―一二七)、「嘉永年中行事考証」(函架番号一七三―一二八)を著している。「嘉永年中行事」は二つの緒言を持ち、明治二十一年二月のものには、「頃日幸ニ某アリ。

先朝ノ年中行事ヲ編修シ、之ヲ世ニ伝ヘン事ヲ請ヘリ。予素ヨリ微臣ナリト雖モ、常ニ宮門ニ翱翔シテ、聊見聞セシ事ナキニ非ス。サレハ予喜ンテ某ノ需ニ応セリ。予窃ニ考ニ、先朝ノ在位長カラサルニ非ス。安政年間ニ至ツテハ、内外ノ事多端ニシテ、亦タ沿革ナキニ非ス。因テ嘉永年間ヲ以テ起草シ、彼ノ禁裏年中行事ヲ基礎トナシ、或ハ古老ニ問ヒ、或ハ記録ニ攷ヘ、古今ノ沿革ヲ校正シ、以テ一小冊ヲ作レリ」とあり。「某」から「先朝ノ年中行事ヲ編修シ、之ヲ世ニ伝ヘン事ヲ請ヘリ」とのすすめがあつたことが執筆の契機となつたとする。実際、彼は「常ニ宮門ニ翱翔シテ、聊見聞セシ事ナキニ非ス」とあるように、執次として宮中の諸事に関わっていたことから、執筆することを決めたのであろう。さてこの「某」については不明であるが、彼の明治以前の経歴を知るものであつたことは確実である。内容的には安政年間は「内外ノ事多端」であつたために、それ以前の嘉永年間を基準にして、「或ハ古老ニ問ヒ、或ハ記録ニ攷ヘ」たとしているが、諸書を引用する形態はとっていない。

一方、明治二十三年九月の緒言には「嘉永年中行事」は「材料ニ乏ク口碑ニ伝フルノミ。故ニ今近世ノ記録ニ照シ漸ク完全スルコトヲ得タリ。因テ前書ヲ更正シ考証ヲ附」す」とあり、「嘉永年中行事」が「口碑」によるだけのものなので、「近世ノ記録」を照らして、「完全スル」ことが出来たとする。これが「嘉永年中行事考証」であり、こちらの体裁は諸書の引用からなり、その引用書目も江戸期の記録のみならず、国史や延喜式、小右記以下の法制

書や古記録等と幅広くなっており、儀式の沿革が分かるようになってい

これら「嘉永年中行事」「嘉永年中行事考証」は章甫の自筆とみられるが、大正八年（一九一九）式部職から図書寮に移管されていることから、完成後に式部職に提出されたのであろうか。

章甫は明治二十六年五月に「省費御節減ノ旨趣ヨリシテ不得已」囑託を一旦解かれたが、その際に「先朝紀略編纂ニ従事為致」とあり、その進捗状況は「天保二年ヨリ元治元年迄三十四年間巻数五冊分編纂既了、今僅二三年分ヲ編纂候得ハ全部成功致候」であったことにより、六ヶ月の編纂の延長が認められた^③。「先朝紀略」は章甫の編纂による孝明天皇の全六冊の御伝記であるが、五冊までが明治二十六年五月迄に完成されていたことが分かる。章甫の業務に「京都表典故儀式等沿革取調」に孝明天皇の御伝記（「先朝紀略」）の編纂が加わったことになるが、このことは彼が「京都表典故儀式等沿革取調」のなかで安政度内裏や嘉永期の年中行事の調査を進めたこととともに、孝明天皇の御在位中に執次や御用掛として皇族の御生活を支えていたことを考えれば、自然なことであつたとみられる。

当部では「先朝紀略」を二部蔵している（識別番号七三九二―九七（旧函架番号五一五―三五）、識別番号七二七三九―四四（旧函架番号四五―一））。両者とも宮内省一三行罫紙が使用されている。前者は巻六以外の奥に「図書寮御系譜課」とあり、巻六に朱や貼紙による訂正があることから稿本であつたと思われる^④。一方、後者は紙の帙に「先朝紀略六冊」「図書寮編纂」とあり、こちらは清書したものであろうか。

本書の編纂は明治二十二年頃に東京で執筆がはじまり、明治二十六年に軽度の脳卒中を患った後は京都に戻り療養と執筆を続けたようであり、章甫の

没後、明治二十九年十二月十九日に図書頭都筑馨六より宮内大臣土方久元に提出された^⑤。

引用史料について秋元信英は収載している史料の範囲が狭く、橋本実久（一七九〇―一八五七）・実麗（一八〇九―八二）の二代の日記が根幹であり、その他には「言渡」が引用されているとする。「言渡」は議奏の取り次いだ文書や諸事を記録したものとみられるが、先帝御事蹟取調掛が明治二十四年七月に旧儀式取調掛から借用しているので、それを利用したと思われる^⑥。

橋本家の日記については同家の蔵書が図書寮に献納されるのは昭和十二年（一九三七）であるため、当時図書寮では橋本家の蔵書を蔵していなかった^⑦。

おそらく図書寮を通じて橋本家所蔵の日記を参照し必要部分を蒐集したのであろう。なお「橋本実麗日記」は「思ひの儘の記」の巻末にも、「和宮御縁組一件」として、その抄出が付されている。これと本書の引用部分を比較してみると、重複する記事は五箇所にすぎず、この他に重複する日の記事でも、「先朝紀略」では「橋本実麗日記」を引用せずに他の史料を引用している箇所が見られる。こうした引用史料の撰択により、章甫のもとには引用しなかった「橋本実麗日記」が残ることとなったが、その部分を改めて「思ひの儘の記」の巻末に「和宮御縁組一件」として付したのではあるまいか。この他に引用されている主なものとしては、中山忠能の日記である「正心誠意」や「山科言成（二八一―一七〇）日記」等がある。また勢多家の記録としては、「章武記」「章甫記」「職掌雑記」が見えているが、「章武記」「章甫記」の存在は今のところ確認できておらず、「職掌雑記」の当該時期も国会図書館所蔵の同書には存していない。

なお、「橋本実麗日記」の引用に見られるように、章甫は引用する史料を

精選した形跡がみられる。同様なことは文久元年五月の寿万宮薨去の記事では、章甫の「宝蓮華院宮御凶事記」ではなく、「山科言成日記」が引用されている例などがあげられ、決して引用史料の範囲が狭いとはいえない部分もあるようである。

この他に孝明天皇の時代を記録した章甫の著作としては「勢多章甫筆記」(函架番号四五五―一三)がある。本書は『日本随筆大成』(第一期)一三(吉川弘文館、一九七五年)に「思ひの儘の記」の書名で収められている。『日本随筆大成』の解題では「禁中の故実に精通している著者の見聞随筆だけあって、他所には一寸見られぬ記事も多く、殊に光格、仁孝、孝明三朝の事蹟に關しては、本書によって、他の史料を見直す必要のある事をも感じる」としている^④。また慶応二年(一八六六)十二月の孝明天皇の御病氣(痘瘡)の記事では、「先朝紀略」では引いていない「山科言成日記」を引いたり、「安政御造營記」には見えない嘉永七年の内裏焼亡と安政新内裏遷幸に関する記述や巻末の「和宮御縁組一件」等、他の章甫の著作を補完する内容となっている。

本書の成立時期は不明であるが、章甫の自筆とみられる当部の本は、巻一の巻末に「明治二十三年十二月」の奥書が見え、この他に一冊目の内表紙に章甫自筆の「北陣次第」の切紙が添付されており、これに「明治二十六年二月受(松浦辰男(一八四三―一九〇九)印)」とあることから、明治二十六年二月迄には完成していたことがうかがえる。

次に明法家としての章甫を見ていくこととするが、ここでは延喜式をとりあげてみたい。この本は四九冊からなる版本(一部写本あり)で、寛文七年の松下見林(一六三七―一七〇三)の跋が後補であり、また治勝の署名と印があることから、明暦本かと思われる。^⑤章純、章斐、章武そして章甫による書

き込みが見える。巻五〇の章甫の奥書に、

件一部往年先考以寿榮朝臣恩借二条殿古本而被校正之〔標〇本乎古止點同〕、亦有別以出雲本〔標出〕山田翁本〔標イ或校本〕等与學生照読之本令悉移点、此本聊拋史典書加畢、

明治二年六月十日 大判事兼明法博士左衛門大尉中原朝臣(花押)とある。これによれば「先考」(章武)が沢村寿榮を仲介に二条家に伝来した本で校訂を行ったとあり、現在知られていない二条家本が少なくとも十九世紀前半期には存したことが分かり興味深い。また章甫は「出雲本」(雲州本)と「山田翁本」(山田以文(一七六一―一八三五)の校訂本、このあとに山田本の奥書あり)を「学生」と「照読」したとある。また巻一に章甫の筆で「一条殿古卷无此条」とあり、一条家本で校訂したことが分かるが、一条家本の写本とされる本が無窮会図書館神習文庫に蔵されている。こうした代々の当主による書き込みは、先にふれた政事要略をはじめとして、類聚三代格(函架番号一七一―二七九)や北山抄(函架番号一七五―三六七)等にも見えている。

延喜式に代表されるように、章甫に至るまで歴代当主は諸本の校訂や考証を行ってきたが、『復古記』明治元年閏四月七日条に「制度事務局二令シテ、山陵御穢ノ事ヲ議セシム」とあり、^⑥諸陵助谷森善臣(一八一七―一九一一)とともに大判事であった章甫に意見が求められた記事が見える。この時に谷森は「懸マクモ畏キ 天皇ノ山陵ヲハ、穢処ノ様ニ心得候人モ在之候ハ、余リニ歎ケ敷御事ニ御座候(中略) 山陵ハ万代不易ノ幽宮ニ被為在候ヘハ、世人ノ穢処ト心得申サ、ル様、天祖之神宮ニ被為擬、潔清ニ 御尊崇被為在度奉存候事」としたのに対し、章甫は年中行事秘抄の荷前条を引き、「雖似神事

頗渉不浄仍不行他神事ト、又斎月諸陵官不可参 内ト有之、此文ニ拠候得ハ、神社ニ難被擬候歟」とした。いずれも山陵は穢処という風潮は認めつつも、谷森は「世人ノ穢処ト心得申サ、ル様、天祖之神宮ニ被為擬、潔清ニ 御尊崇被為在度奉存候事」とし、結局、「御穢ノ事、廟議遂ニ之ナキニ決セリト云」となり、廟議では谷森の意見がとられる形となったが、章甫が年中行事秘抄を根拠としている点は彼の明法家としての一面がよくあらわれているといえよう。なお勢多家当主と陵墓の関係はこれだけではなく、章武も嘉永五年（一八五二）に「壞山陵事」の勘文を提出している。⁴⁶

この後、章甫は「古事類苑帝王部」の編纂に携わり、「山陵」等を担当している。『古事類苑』の編纂は当初文部省ではじめられたが、次いで東京学士会院が、明治二十三年には皇典講究所が編纂を引き継ぎ、この時に章甫は編纂委員に任じられている。⁴⁷ その原稿が「古事類苑稿」であり、葬礼下、太上天皇葬礼、皇后葬礼、殯誄遺詔、諒闇心喪、荷前、山陵上、山陵中、御喪服の九冊からなる。⁴⁸ これらは文部省用紙が用いられている部分があったり、各冊の内題の訂正からみて、文部省時代から蒐集されていた原稿に、章甫がさらに史料を補訂したものとみられる。なお「荷前」の簿冊には先にふれた年中行事秘抄の当該箇所が引用されているが、「荷前」に関する網文等は存していない。

「古事類苑稿」の引用史料で注目したいのは、「山陵上」に「章武朝臣記」「議奏言渡」を引いている点である。これらは「先朝紀略」に見える「章武記」「言渡」⁴⁹と同じものである。特に後者の「言渡」はこの頃先帝御事蹟取調掛で借用している。これを「古事類苑稿」に引用できたのは、章甫が「先朝紀略」の執筆で同史料を利用していたことによると思われる。

最後に章甫の古記録の調査についてふれておきたい。明治二十二年の三月より翌年二月迄、継続的に伏見宮家や帝国大学臨時編年史編纂掛から史料を借用・書写をしている。⁵⁰ この時期章甫は孝明天皇や幕末の年中行事に関する調査に従事していたはずであるが、ここで借用している記録類は内容的にこれらに直接関係するものとは思えない。こうした調査に関係があった可能性がある著作としては、奥書に東宮主事高辻修長（一八四〇～一九二二）から図書寮への尋問により編纂したとある「御直書類例」（函架番号一五二・三七七）をはじめ、「遷都例」（識別番号八四四・三七、旧函架番号二五五・八）、「国母略譜表」（識別番号八五二・六四、旧函架番号二七一・三三九）、「類例史」（函架番号一七五・一八九、一七五・二六九）があげられる。これらは宮内省一三行野紙が用いられていることから、公務のなかで執筆されたものであり、内容的には皇室制度的な調査である。このなかには「図書寮編修課」印の捺されたもの（「御直書類例」等）があることから御系譜課（後の編修課）関連の業務であった可能性が高い。なお、この時の借用・書写に際して章甫は伏見宮家に「光厳天皇宸記」として伝来した本を検討して、「花園院天皇宸記章甫謹考定」と「花園天皇宸記」と正している（明治二十二年十二月十日の章甫の書写奥書あり、「花園天皇宸記」（函架番号三五・一二九七）で整理⁵¹）。

以上、章甫の業績について、著作を中心に見てきた。それによれば章甫が明治に入って本格的に活動するのは明治十六年に宮内省御用掛になってからで、執次や御用掛で得た禁裏の実務の知識と史書・儀式書等の校訂や考証の成果を生かして、図書寮における孝明天皇の御伝記や年中行事書の編纂に力を尽くした。章甫の著作は執次であったことにより、日々の業務で得た知識や見聞を書き留める一方、明法家として古代の法制・儀式書をはじめとして、

国史や記録類から関連する記事を自由に引用するなど、奥行きの深い内容となっているのが特徴となっている。

このように精力的な編纂・著作活動をしてきた章甫は、明治二十六年に脳卒中で倒れて後、京都で療養を続けてきたが、翌年十二月八日に六四歳でこの世を去った（嘉永年中行事解題）。

三 勢多家関係図書の種類と図書寮移管時期

大正七年に式部職から図書寮に古典籍のみならず洋書や公文書も移管された。このうち書籍は甲と乙に分類され、甲は完全に移管するもの、乙は移管はするが「常時必要ニ付借用致度」ため、引き続き式部職に留め置くとするものとのに分けられていた。このなかに勢多家の蔵書印を持つ本が含まれていた（別表1）。以下、式部職移管本とする⁵²。ただしこれ以前に勢多家の蔵書がいかなる経緯で式部職に入ったかについては分かっていない。

手がかりになるのは明治十六年十二月二十日に式部寮で管理する本を御府に預ける際（「別冊目録書籍之儀是迄当寮ニ存在ノ処後來保存方ニ付懸念之次第有之候ニ付更ニ御手許へ差出候間御差支無之候ハ、永ク御府御蔵本ト被成置候様致度此段相伺候也」）のリストに式部職移管本とみられるものが含まれていること⁵³で、これにより明治十六年の時点で既にこれらの本は式部寮に入っていたことが分かる。一方、式部職移管本のうち新抄格勅符（函架番号一七三・一〇三）には明治七年十一月二十四日の日付を持つ章甫の奥書が見える。このことからこれらの本は明治七年十一月二十四日から同十六年十二月二十日までの間に式部寮に入ったことが分かる。ここで注目したいのは章甫が明治十二年二

月十六日に当時式部権助であった橋本実梁（一八三四～八五）に会いに行っていることである⁵⁴。当時経済状態が良くなかった章甫にとってこの上京は、かなりの負担であったと思われるが、それは前年十二月二十九日に章甫の二女の成子⁵⁵が宮内省皇后宮職に採用されたことと関連があるかもしれない。しかし一方で章甫が会いに行った実梁が宮内省式部寮の官僚であることと、勢多家の蔵書の献納先が式部寮であったことは無関係とは考えにくく、この頃に献納が具体化した可能性は高いのではないかと思われる。

式部職移管本は、当時式部寮が儀式や制度を整備するなかで必要とみられる古記録や法制書・儀式書といったものが多いのが特徴である。そしてそれらには勢多家の蔵書印が見えるが、そのほとんどが朱筆で抹消されている。

次いで図書寮は明治二十三年十二月に「御用雑記」をはじめとする三〇点を三円五〇銭で勢多章甫より購入している（別表2）。以下、明治二十三年購入本とする⁵⁷。これらの本について章甫は「記録并次第」と記しており、治勝の印や勢多の丸印が捺してあるものが見られるが、式部職移管本のように印を朱筆で抹消していない。

ここに見えるものは章純の「御用雑記」以外は、諸行事の次第書や行列書が多い。古いものとしては、治勝の奥書がある「内侍所渡御儀」（函架番号一〇九・三六）、「御讓位次第」（函架番号一七五・七三）、「朔旦冬至表奏并平座次第」（函架番号一七五・七四）や、治勝の署名は見えないものの治勝の印が捺してあるものとして「後西天皇御即位次第」（函架番号一七五・二）、「朔旦冬至御下行帳」（函架番号一七五・八一）がある。

これらは職務の参考や先例調査等のために書写されたとみられるものが多いが、興味深いのは「剣璽渡御行列」（函架番号一七五・四）である。この本

(別表2) 明治23年買い上げ本

台帳 番号	函架 番号	書 名	移 管 時 書 名	冊数	選者・編者	備 考
1303	252-15	御用雑記	御用雑記	22	勢多章純	勢多蔵書印なし。明和9年から天明2年迄を収める。同じ書名の252-124とは形状が異なるが、天明元年11月25日より同年12月朔日迄の記事の内容が重複する部分が多い。
1304	252-14	表向御能雑記	表向御能雑記	5	勢多章純	明和9年より天明8年までを収める。御能御用雑記(252-157)と関連。
1305	252-16	御能御用雑記	御能御用雑記	3	勢多章純	明和9年より寛政3年迄をおさめる。御能御用雑記(252-157)と関連。
1306	175-6	内内御囃子能雑記	御内々御囃子能雑記	3	勢多章純	明和9年より天明元年迄を収める。御能御用雑記(252-157)と関連。
1307	175-7	略御囃子雑記	略御囃子雑記	3	勢多章純	安永3年より同7年までを収める。御能御用雑記(252-157)と関連。
1308	163-606	御能御番組	御能御番組	1		寛永8年2月20日より享保21年2月26・27日迄の能番組の演題と演者を載せる。
1309	175-8	参内殿御慰御用留	参内殿御慰御用記	1		寛政5年12月21日より弘化2年8月15日迄の参内殿で行われた地下官人たちの御能番組の演題と演者を記録したもの。
1310	175-9	〔女御〕和子立后新中和門院贈皇太后宣下次第	寛永元年立后享保十三年贈后次第	1		寛永元年徳川和子の立后と享保13年の新中和門院贈皇太后宣下の次第書。弘化4年の書写奥書あり。
1311	109-36	内侍所渡御次第	内侍所渡御儀	1	勢多治勝写	寛永18年、明暦元年、延宝3年の内侍所渡御の次第書。中原治勝の署名と印あり。
1312	175-73	御譲位次第	御譲位次第	1	勢多治勝写	中原治勝の署名と印あり。
1313	175-74	朔旦冬至表奏并平座次第	寛文九年朔旦冬至表奏并平座次第	1	勢多治勝写	寛文9年のもの。中原治勝の署名と印あり。
1314	175-75	〔女御〕房子御入内行列	女御房子御入内行列	1		寛文9年11月21日の鷹司房子御入内の御行列書。
1315	175-76	後水尾天皇二条亭行幸等御行列書	寛永三年二条御幸御行列	2		寛永3年9月6日二条城行幸の際の御行列書他。「寛永三年二条行事銀子拝領衆」を附す。
853	175-2	後西天皇御即位次第	後西院御即位次第	1	勢多治勝写カ	後西天皇は承応3年御即位。治勝の時代に書写されたもの(治勝の印あり)。カタカナによるルビあり。
1316	175-1	後光明天皇朝親行幸御行列	慶安四年朝親行幸御行列	1		外題に「慶安四年朝親行幸御列」とあり。折本。
1317	175-4	剣璽渡御御行列	寛文三年剣璽渡御行列	1	勢多章成写	元表紙に「中原章成」とある。霊元天皇の剣璽渡御の御列。御列に中原治卿・治勝の名前が見える。カタカナによるルビあり。
1318	175-10	光格天皇御即位次第	安永九年御即位次第	1		外題は「御即位次第第一会」。
1319	175-11	光格天皇御元服記	安永十年御元服次第	1	五条為俊(作者) 山口秀昌(清書)	勢多丸印(直径1・5cm) 奥書に作者と清書者及び原本の料紙に関する記載が見える。
1320	175-12	〔女御〕維子立太后次第	安永十年立太后次第	1		近衛維子(後桃園天皇女御、盛化門院)の立太后の次第書。
1321	175-77	光格天皇御譲位次第	文化十四年御譲位次第	2	勢多章武写	勢多丸印(直径1・5cm) 本文中に勢多章武の名前あり。
1322	175-78	仁孝天皇御即位式并次第	文化十四年御即位次第	1	勢多章武写カ	「光格天皇御譲位次第」と同じ筆跡なので、章武によるものか。
1323	175-79	光格院御幸始次第	文化十四年御幸始次第	1	勢多章武写カ	勢多丸印(直径1・5cm) 「光格天皇御譲位次第」と同じ筆跡なので、章武によるものか。
1324	175-80	文化度大嘗会次第	文政元年大嘗会次第	2		仁孝天皇の大嘗祭の次第書と附図。
1325	175-13	統仁親王立坊御式	天保十一年立坊式	1	勢多章甫写	勢多丸印(直径1・5cm) 統仁親王(孝明天皇)の立坊の次第書。「統仁親王御元服式并次第」と筆跡が似ているので、章甫によるものか。
1326	175-14	統仁親王御元服式并次第	天保十五年元服式次第	2	勢多章甫写	勢多丸印(直径1・6cm) 章甫による書写奥書(天保14年)あり。
1327	175-264	孝明天皇御即位次第	弘化四年御即位式次第并図面	4	勢多章甫写	孝明天皇の御即位の次第書と附図。
1329	175-81	朔旦冬至御下行帳	慶安三年朔旦冬至御下行帳	1	勢多治勝写カ	治勝の時代に書写されたもの(治勝の印あり)。
1330	175-82	御譲位御即位下行帳	貞享四年御譲位御即位下行帳	2	勢多家	「御譲位御即位下行帳」を併合。貞享4年は霊元天皇の御譲位。書き込みに「宝永度」(東山天皇)、「今度」(中御門天皇)とあり。
1332	252-128	御触状之留	享保十九年二十年御触状之留	2	勢多家	勢多家宛の御触状を書き留めたもの。

(別表3) 御用雑記類

台帳 番号	函架番 号	書 名	点数	著者	備 考
1383	252-124	御用雑記	48	勢多章純	自筆。勢多蔵書印なし。天明元年から寛政6年迄を取める（有欠）。同じ書名の252-15とは形状が異なるが、天明元年11月25日より同30日迄の時期が重なる部分の記事はほぼ重複する。天明4年から「女一宮（欣子内親王）御用相兼」となる。
1384	252-155	勢多章純日記抜書	17	勢多章純	延宝2年正月より貞享3年閏3月迄、明和2年10月より天明5年9月迄の執次の日記。禁裏執次所日記に内容が似ている。なお、延宝から貞享は治勝・章成の活躍した時代の記録。
1387	252-157	御能御用雑記	3	勢多章純	自筆。明和9年5月より安永6年迄を取める。
1389	175-89	清御道具御用掛雑記	1	勢多章純	自筆。天明4年2月より同5年8月迄を取める。
1388	252-156	盛化門院御旧殿御用雑記	1	勢多章純	自筆。天明4年より寛政5年10月朔日までを取める。盛化門院は後桃園天皇女御近衛維子（天明3年10月薨去）。
1386	175-87	造内裏御指図御用記	8	勢多章純	自筆。天明8年より寛政4年迄を取める。寛政度内裏の造管記録。
1385	175-86	欣子内親王立后御入内御道具用記	3	勢多章純	自筆。寛政4年3月より12月迄、寛政5年正月・2月、寛政5年8月・9月を取める。欣子内親王は後桃園天皇皇女、光格天皇中宮。御入内は寛政6年。
1412	252-18	寛宮御用雑記	12	勢多章斐	自筆。寛政11年12月より文化14年5月迄を取める（践祚は文化14年3月22日）。寛宮は仁孝天皇。
1410	175-19	寛宮御降誕書記	1	勢多章斐	自筆。寛政11年より享和3年12月迄を取める。寛宮御降誕は寛政12年2月21日。
1390	175-15	〔皇太子〕恵仁親王恒例臨時御用留	4	勢多章斐	自筆。御所本。文化4年8月より14年5月迄を取める。恒例と臨時に分け、さらに臨時は御所方・関東武家方・摂家官方・雑々からなる。恵仁親王は仁孝天皇。
1411	175-20	恵仁親王立坊新調御道具御用雑記	1	勢多章斐	自筆。御所本。文化5年11月より7年2月迄を取める。
1396	111-2	〔仁和寺宮〕済仁法親王御入寺御用雑誌	1	勢多章斐	自筆。文化6年9月より12月迄を取める。文化9年9月25日御入寺得度。済仁法親王は有栖川宮織仁親王皇子で光格天皇養子。
1392	252-30	猗宮様御用雑記（御賄請弘覧・1巻）	4	勢多章斐	自筆。文化12年7月より文政3年12月迄を取める。猗宮は光格天皇皇子。文化12年御降誕。
1394	175-16	鎭宮御降誕御用記	1	勢多章斐	自筆。文政3年。鎭宮（安仁親王）は仁孝天皇皇子。文政3年御降誕。
1395	175-17	〔女御〕祺子御入内御用雑記	1	勢多章斐	自筆。文政7年10月より8年5月迄を取める。鷹司祺子は仁孝天皇女御。政熙女。新朔平門院。
1397	252-24	常盤御所御用掛雑記	2	勢多章斐・勢多章武等	自筆。寛政7年10月より文政8年3月迄、天保13年を取める。文政8年より天保13年迄に少なくとも同御用雑記が2冊あった可能性あり。常盤御所は光照院。
1398	252-26	御寺御所御用雑記	1	勢多章斐	自筆。文政6年12月、文政8年4月迄を取める。御寺御所は大聖寺。同寺は光格天皇皇女永潤の御相続に際し文政8年普請。
1399	252-31	恭礼開明両門院御旧地預私記	1	勢多章斐	自筆。文政5年10月より7年10月迄を取める。恭礼門・開明門両院の薨去後の御所の管理に関する記録。恭礼門院は一条富子（桃園天皇女御、後桃園天皇御生母）。開明門院は姉小路定子（桜町天皇典侍、桃園天皇御生母）。
1400	252-22	長橋雑記（寛政）	1	勢多章斐	自筆。寛政4年6月25日より同7年迄を取める。
1409	252-29	御能御用私記	1	勢多章斐	自筆。文政5年10月より8年3月迄を取める。
1413	252-23	東宮御用旧記抜書（渡辺家旧記）	5	勢多章斐	自筆。享保12年より13年迄及び17年の桜町天皇、明和5年より7年迄の後桃園天皇の両皇太子時代の記録。章斐が恵仁親王御用掛の任に際して、渡辺家の記録を書写したものか。
1401	252-21	准后御用掛記	1	勢多章武	自筆。天保11年11月より13年9月迄を取める。准后は鷹司祺子。
1402	252-17	瑞放光院宮御本所掛加勢記	1	勢多章武	自筆。文政9年8月より12月迄を取める。仁孝天皇皇女成宮（瑞放光院宮）の薨去の記録。
1403	252-28	欽宮御方御用仮日記	1	勢多章武	自筆。欽宮（光格天皇皇女養子内親王）御用の記録。光格天皇皇子嘉禰宮の御用の記録も収める。
1404	252-25	御納戸御用留	1	勢多章武	原本。天保9年8月より10年12月迄を取める。
1405	252-27	長橋殿雑記	1	勢多章武	自筆。天保10年より13年迄を取める。
1406	252-20	百百御所御用掛書記	1	勢多章武	自筆。天保13年正月より8月迄を取める。百百御所は法鏡寺。光格天皇皇女養子内親王の薨去関係の記録。
1407	252-19	竹御所御用掛雑記	1	勢多章武	自筆。章武の花押あり。御用掛被仰付より記載。寿賀宮（連體院宮、光格天皇皇女）50回御忌の記事あり。天保13年5月より8月迄を取める。竹御所は曇華院。
1408	175-18	宝蓮華院宮御凶事記	1	勢多章甫	自筆。文久元年4月より3年4月迄を取める。宝蓮華院宮は孝明天皇皇女寿万宮。章甫は寿万宮御違例に際して御用掛に加勢。

の内表紙に「中原章成」とある章成は治勝の男である。この劍璽渡御は寛文三年正月二十七日の霊元天皇のものとみられ、行列には「勢田豊前守中原治勝」、「大判事中原治卿」が見えている。この本で特徴的なのは例えば「府生」に「フシヤウ」、「漏刻」に「ロウコク」とルビや、「栄相」の横に「フナハシ」（舟橋）と注記がある点である。これらは特別に難読な文字とは考えにくいので、章成が官職名等の訓み方や公家の名前を憶えるために利用したものであろうか。

さて問題になるのは（別表3）に掲げた記録類である。これらの本が図書寮に入った経緯が分かる史料は今のところ見つかっていないが、台帳番号が連続しており、かつ『帝室和漢図書目録』（二九一六年）に見える函架番号も、一〇函の一〇二〇号のなかにこれらがほぼ台帳番号順に収まっていることから、当初より一群のものであったことがうかがえる。内容的にはいずれも御

用に関わる職務日誌であり、また体裁に關しても、もともと列帖装で料紙と同じ紙で表紙がつけられていたようで、それを内表紙としてそのまま残し、後に表紙をつけたとみられるようなものが多い。例えば「寛宮御用雜記」は、現在の表紙の外題に「寛宮御用雜記一」とあるが、元表紙には「從寛政十一年己未十二月四日至同十二年庚申七月廿一日／宮様御用掛雜記／章斐」となっており、元表紙には記録の所収年月日、題、筆者の名前が記されている。⁵⁵他に「造内裏御指図御用記」のように当番の日のみ記事があるものや他家でも同様な記録を残していることなどから判断すると、これらは「禁裏執次所日記」のような公的な職掌日記とするより、勢多家における職務日誌として記録され、同家で蔵していたとするのが自然ではなからうか。そこでこれらを御用雜記類（別表3）と呼ぶこととする。

これら御用雜記類は『帝室圖書目録』（一八八九年）には見えず、『帝室和漢圖書目録』には見えているので、明治二十二年以降大正五年迄の間に圖書寮に入ったことは確実である。ここで気になるのは「嘉永年中行事」の明治二十三年の前言に「嘉永年中行事考証」を執筆した際に「近世ノ記録ニ照シ漸ク完全スルコトヲ得タリ」としている点である。ここで言う「近世ノ記録」が明治二十三年購入本を指すことは明らかであるが、「記録」という点から見ると、これに御用雜記類も含まれている可能性は十分に考えられる。こうしたことからこの時点で御用雜記類はまだ勢多家にあり、明治二十三年購入本とは別の機会に圖書寮に入ったと考えておきたい。⁵⁶

その他の図書については、『孝明天皇紀』の編纂に利用されたもののほかに、「御直書類例」「遷都例」「国母略譜表」「類例史」等があるが（別表4）、これらは前述したように章甫が圖書寮の公務のなかで執筆したものであり、

完成後、宮内省や圖書寮等に提出されたものとみられる。

最後に当部以外の勢多家関係図書について見ておこう。国立国会図書館には、先に紹介した「職掌雜記」「勢多家記」の他に「意齋君日記」（章敦（一七〇一～四四）四八頃（章純の父）の日記）と「適齋君日記」（章純の日記）が蔵されている（別表5）。これらはいずれも「明治三十八年三月購求」印が捺されている。特に「職掌雜記」「勢多家記」は勢多家の地下官人の記録として根幹をなすものであるが、自筆履歷書に「旧檢非違使并執次役」と書くほど地下官人であったことにこだわり続けた章甫が早い段階に手放した可能性は低いのではあるまいか。⁶⁰

無窮会図書館神習文庫にも『神習文庫圖書目録』に「勢多本」と注記されたものや、章甫の稿や筆になるものが見えている（別表6）。これらが勢多家旧蔵であった可能性は高いものの、いかなる過程で井上頼固（一八三九～一九一四）の許に入ったかは未詳である。ただし井上は章甫と同時期に圖書寮に勤務しており、章甫が古事類苑編纂委員に任じられていた際には同書の検閲委員を務めていたなど接点が多いことは、神習文庫における勢多本等の存在と無関係ではないと思われる。

このように勢多家の蔵書は書写・校訂された法制・儀式・古記録類、歴代当主による儀式の次第書や行列書、歴代当主による御用雜記類、檢非違使関係の記録というように多様であるが、比較的同じような性格の本がまとまった形で段階的に圖書寮や帝室図書館に入ったとみることができるのである。

(別表 4) その他の勢多家関係図書

台帳 番号	函架番号	書 名	点数	著 者	備 考
666	175-189	類例史	3	勢多章甫	写。章甫の自筆ではない可能性あり。天皇皇族・遷都・即位・崩御等に関する類例を列举する。
1443	175-269	類例史（下之巻）	1	勢多章甫	明治 23 年。巻末に「国母例」を付す。即位等・讓位・皇太子・大嘗会等の類例を列举する。宮内省 13 行罫紙。同名の 175-189 の草稿本か。
20007	106-77	古事類苑稿	9	勢多章甫	明治 23 年から皇典考究所で古事類苑が編纂された際の章甫の担当分。それまでの原稿に章甫が増補。網文あり。明治 44 年諸陵寮引継。
24508	455-83	安政御造営記	1	勢多章甫	先帝御事蹟取調掛印あり。明治写。明治 44 年侍従職引継。自筆。
24538	455-113	勢多章甫筆記	2	勢多章甫	自筆。侍従職引継。先帝御事蹟取調掛印あり。乾坤 2 冊からなり、乾冊に自筆の「北陣次第」の切紙が添付されており、「明治二十六年二月受（松浦辰男印）」とある。巻 1 に明治 23 年 12 月の奥書あり。
24564	455-139	宮殿調度沿革（1 巻）	1	勢多章甫	先帝御事蹟取調掛印あり。明治 28 年に勢多章甫自筆本を书写。章甫による明治 27 年の緒言あり。明治 44 年侍従職引継。
27514	152-377	御直書類例	1	勢多章甫	東宮主事高辻修長の尋問を寮頭の命により編纂。自筆。明治 24 年 9 月 24 日。天皇・太上天皇からの直書の類例。伏見宮家の文書が引用されている。宮内省 13 行罫紙。図書寮編修課印。
17199	72739～44 (455-11)	先朝紀略	6	勢多章甫	宮内省 13 行罫紙。紙の帙に「先朝紀略六冊」「図書寮編纂」とあり。清書本か。
17277	73992～97 (515-35)	先朝紀略	6	勢多章甫	宮内省 13 行罫紙。巻 6 に朱や貼紙による訂正がある。稿本か。章甫の自筆の箇所あり。
599	84437 (255-8)	遷都例	1	勢多章甫	神武天皇から桓武天皇までの遷都の史料を抜き書きしたもの。宮内省 13 行罫紙。
27512	85264 (271-239)	国母略譜表	1	勢多章甫	藤原宮子から九条夙子までの国母と井上内親王から一条美子までの皇后の一覧。「明治二十三年六月 勢多章甫稿」とあり。宮内省 13 行罫紙。
32008	173-127	嘉永年中行事	1	勢多章甫	勢多蔵書印なし。自筆。明治 21 年 2 月、同 23 年 9 月の章甫の前言あり。
32005	173-128	嘉永年中行事考証	2	勢多章甫	勢多蔵書印なし。自筆。故実叢書本ではとられていない勢多章甫の自筆履歴書あり。
32665	171-311	服仮録（6 巻）	6	勢多章純	大正 9 年 10 月写。慶応 3 年 2 月章甫の奥書あり。外題は「服仮輯録」。服仮に関する規定や記事を法制・儀式書記録等から項目別に抜き書きする。「礼儀類典」の引用あり。章甫による元治や慶応の追記もあり。
32736	172-20	服仮要略鈔	1	勢多章純	大正 9 年 11 月無窮会本（函架番号 794 か。ただし無窮会同名書は章甫自筆とする）写。服仮に関する規定を法制書等から項目別に抜き書きしたもの。
56471	265-486	閏月服之事（天明元年）	1	勢多章純	中原章純による閏月の服に関する勘文か（天明元年 5 月）。純章自筆。昭和 3 年鷹司家より献納（鷹司本）。

(別表 5) 国立国会図書館所蔵勢多家関係図書

函架番号	書 名	点数	著 者	備 考
235-369	意斎君日記	10	勢多章敦	勢多章敦の日記。享保 19 年から寛保 4 年までを収める。「職掌之事抄出畢」とあり。明治 38 年 3 月 30 日購求印あり。
235-369	適斎君日記	26	勢多純章	勢多純章の日記。延享 2 年から寛政 6 年までを収める。表紙は「勢多大判事様」宛文書等の反故を再利用。明治 38 年 3 月 30 日購求印あり。
235-369	職掌雑記	65		元禄 17 年、元文 2・3 年、延享元・5 年、宝暦 2 年より天保 5 年迄の叙位伝官や検非違使関係等の記録を部類して編纂したもの。もと 78 冊を 65 冊に合綴。明治 38 年 3 月 30 日購求印あり。
228-96	勢多家記	1		慶安改元より東山院 25 回聖忌迄の改元や聖忌の際の敕行次第の文書を集めたもの。もと 6 部を合綴。明治 38 年 3 月 30 日購求印あり。

むすび

これまで当部に蔵されている勢多家関係図書の検討を通して、勢多治勝以降、章甫に至るまでの勢多家当主の足跡を見てきた。

勢多家は執次を世襲する家柄で皇室の御生活面を支えるとともに、一方で特に治勝以降、明法博士として法制・儀式・記録等の諸書を蒐集し、公家との勉強会に参加するなど古典の研究を重ねてきた。こうした勢多家の家業と諸書の蒐集・校訂の蓄積を背景に、章甫は宮内省において孝明天皇の御事蹟を中心とする幕末期の朝廷の制度や故実の記録を遺した。その根底には自筆履歴書冒頭に「旧検非違使并執次役」と記したように、朝廷に仕えた地下官人としての誇りを終生持ち続けたと思われる。

勢多家の蔵書が全体でどのくらいあったかについてはよく分らないが、これらのうち宮内省へは大きく三回に分けて献納が行なわれたとみられる。まず最初は明治十六年までに式部寮で利用されるような史書や儀式書といった故実関係の本が式部寮に献納され、次いで明治二十三年に江戸期

(別表6) 無窮会図書館神習文庫所蔵勢多家関係図書

函架番号	書 名	点数	著 者	勢多本	目録頁	備 考
611	新嘗祭 参議要	1		○	17	
733	御葬礼沿革 2 卷	1	勢多章甫稿		19	勢多章甫自筆
734	御葬礼沿革	1	勢多章甫		19	勢多章甫自筆
738	祭礼沿革 2 卷	1	勢多章甫稿		20	勢多章甫自筆
755	葬制略	1	勢多章甫稿		20	
783	五等親服假	1	勢多章甫		21	
793	服假要略抄	1			21	勢多章甫自筆
795	服假金玉抄 安政 6 年	1	勢多章甫		21	
796	服假掌中抄 安政 5 年	1	勢多章甫		21	勢多章甫自筆
1336	諸門跡系図	1		○	56	
1529	近代帝王系図 後深草至明治	1		○	64	
1567	御系譜	1		○	65	
1598	内林丸御系譜 後陽成以降	1	町口是治	○	65	
1604	国母略譜表	1	勢多章甫		66	聖武以後
1656	後光明天皇外記	1		○	67	
1794	〔仁和以来〕立后年月類聚〔当職并冊命使付書〕	1		○	71	
1796	〔安永十年三月十五日後桃園院女御維子〕立太后次第	1		○	71	
1807	御元服沿革	1	勢多章甫稿		71	
1809	御元服式	1	勢多章甫稿		71	
1830	春宮帶剣事	1		○	72	
1851	〔安政二年〕遷幸供奉色目草	1		○	72	
1901	柏原山陵考	1	谷森善臣		74	勢多章甫写
1951	陵墓考証	1	勢多章甫		75	
2218	続日本史名称訓	1		○	82	
2256	類聚国史目録	1		○	83	
14253	続史籍年表 自元和元年至明治 3 年	1	勢多章甫稿		90	
2596	伊勢御内々御代参諸雜記 天明 5 年 3 月	1	勢多章義		92	
2598	一成斎君御記 自天明 8 年至文政 8 年	1	勢多章又		93	
2651	議奏言渡 2 卷 自嘉永 7 年至慶応 2 年	1		○	94	
2682	記録抄録	1		○	95	
2700	花營三代記抄出	1		○	95	
2714	勤修寺四代記録	1			95	勢多章甫抜粹
2747	権記 長徳 4 年	1			96	勢多章甫写
2756	雑々記 自天保 9 年至 13 年	1		○	96	
2787	諸記雑抄 久我家記	1	勢多章甫		97	勢多章甫自筆
2792	章茂記 応永 23 年	1		○	98	2785 に同じ
2806	人車記 保元元年冬・久寿三年春夏	3		○	98	
2823	〔住吉社玉津島社〕御使雜記 文政 5 年 4 月	1	勢多章斐		98	
2836	正心誠意 文久 3 年至慶応 2 年	1	勢多章甫抄録		99	6 卷、天保 2 年至慶応 3 年
2839	先朝紀略 6 卷 天保 2 年至慶応 3 年	3	勢多章甫		99	
2882	台別記 (一名知信記) 久安 5 年 7 月至 12 月	1		○	100	
2900	中右記 近衛家本 寛治 6 年、7 年、天永 7 年	1			100	勢多章甫自筆
1917	地下職掌録	1		○	101	中原章純跋
2953	執次詰所日記目録部類	1		○	102	
2954	執次詰所日記目録部類	1		○	102	
2994	放生会御内証使私記 文久元年正月	1		○	103	
3036	壬生家記抄	1		○	104	11 種
3626	令義解 十卷	2			125	勢多章甫手沢校本
3667	延喜式 卷 1 至 6、卷 9 至 13 欠	17			126	勢多章甫校本、正保 4 年
3668	一条家本延喜式 自卷 1 至 5	2		○	126	
3740	金玉掌中抄	1	中原章任		128	勢多章純写、校本
3743	金科积文	1		○	128	
3755	裁判至要抄	1	坂上明基		128	勢多章甫校本
3909	外記政始図・外記師兼記図・外記庁及南所図・南所考定図・上宮太子銜図・土牛図	6		○	132	
3921	〔延享元雨儀晴儀〕神祇官代図	2		○	132	
3922	例幣雨儀図・神祇官代図	3		○	132	
3919	節会備忘抄	1			132	勢多章斐写
3935	年中御祝次第	1		○	133	

3953	嘉永年中行事	1	勢多章甫編		133	
2954	嘉永年中行事攷証 四卷	2	勢多章甫編		133	
3957	近代年中行事 中御門帝御代	1		○	133	
4050	衣服沿革	1	勢多章甫稿		135	
4051	衣服事類	1	勢多章甫稿		135	
4052	衣服事類下	1	勢多章甫稿		135	
4054	色目	1		○	135	
4055	〔真名〕衛府装束抄	1			135	勢多章甫校
4095	装束沿革 喪服	1	勢多章甫稿		136	
4096	装束沿革	1	勢多章甫稿		136	
4097	装束沿革	1	勢多章甫稿		136	
4098	装束沿革 従者車馬	1	勢多章甫稿		136	
4126	車馬僕従	1	勢多章甫筆		137	
4137	廷尉装束抄	1		○	137	
4141	女官衣服沿革・御喪服沿革	1	勢多章甫稿		137	
4210	宮殿並調度沿革	1	勢多章甫編		139	
4211	宮殿鋪設沿革	1	勢多章甫		139	
4232	〔安政新造〕清涼殿並小御所御襖色紙写	1		○	139	
4242	内裡左右京図 内一枚殿門名	3		○	139	
4271	廷尉書札礼	1		○	140	
4427	御めて度事	1		○	144	
4436	忌日並弓箭勘文	1		○	145	
4597	律令格式 外4種（二方品員令総記・清涼記抄・西宮記抄・北山抄抄）	1		○	149	
5188	押小路家伝写	1		○	167	
5227	〔町口氏〕坂家伝 付胡籙矢事	1		○	168	
5229	佐々木六角家系	1		○	168	
5271	水原族便覧	1		○	169	
5290	勢多旧記	1		○	170	
5291	勢多記録 付文書	1		○	170	
5374	公卿補任零本	1		○	172	
5663	久我由来	1		○	185	享和3年写
10086	詠草	3	勢多章甫自筆		310	
11217	伊加胡物語	1		○	340	
12254	賀茂生直之写	1		○	370	
12981	勢多氏草の露	1	勢多章甫自筆		389	
12982	勢多章甫氏雑録	1	勢多章甫自筆		389	
12983	勢多章甫雑抄	1	勢多章甫自筆		389	
12984	〔勢多氏〕備忘	1	勢多章甫自筆		389	
14223	近衛家書籍目録	1		○	515	
14235	諸家蔵書目録	1		○	515	

の勢多家の活動の記録のうち、「記録并次第」が図書寮に売却された。それとは別に時期は不明であるが、勢多家の江戸時代の執次や御用掛の活動の記録である御用雑記類が献納されたとみられる。

このように見てくると、宮内省への献納された勢多家の蔵書は、故実の研究のための本、次いで執次の職務に係る行列書や次第書等、最後に執次や御用掛の記録類というように、徐々に彼らの朝廷での活動の核心にふれるような本に推移したことがうかがえる。そして最終的に残った勢多家の地下官人として存在の証明の記録である「職掌雑記」等が、帝室図書館に売却されたのではあるまいか。そしてその他の写本や編纂物の草稿類とみられる本が井上頼圀のもとに引き継がれたとみられるが（無窮会図書館神習文庫）、こちらの分析に関しては今後の課題としたい。

注

- （1）「光厳天皇宸記とされてきた花園天皇宸記」『日本歴史』七九九、二〇一四年）、「伏見宮記録文書」の成立」（『書陵部紀要』六六、二〇一五年）。
- （2）「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」第五回研究集会（平成二十八年九月十八日、

国立歴史民俗博物館)。

- (3) 当部で蔵している勢多家関係の図書を外部から「勢多本」と称されることもあるが、当部ではこれらの本を家別としていないので、本稿では勢多家に関わる図書全般を「勢多家関係図書」と称することとしたい。
- (4) 利光三津夫「法家「勢多」「町口」両氏についての覚書」(『神道大系月報』六四、一九八七年)。
- (5) 吉田通子『『勢多旧記』『勢多章甫氏雑録』に関する基礎的考察』(『法学研究』六二・五、一九八九年)。
- (6) 「明治十四年自三月十日至同三十一日人民指令」一〇九号官金拝借願 大蔵省より難聞届旨指令のこと(京都府立京都学・歴史館所蔵)。
- (7) 検非違使は平安時代に置かれた令外官。詳しくは阿部猛『増補改訂日本古代官職辞典』二四〇頁(同成社、二〇〇七年)を参照のこと。
- (8) 平井誠二「下橋敬長『幕末の宮廷』、『下橋敬長談話筆記』―翻刻と解題―」(『大倉山論集』四八、二〇〇二年)、「下橋敬長の各種談話記録―翻刻と解題―」(『大倉山論集』五一、二〇〇五年)。
- (9) 国立国会図書館所蔵。
- (10) 相田満「勢多本類聚国史目録のこと」(『国文学研究資料館紀要』文学研究篇三六、二〇一〇年)によれば、「勢多氏備忘」(無窮会図書館神習文庫所蔵)に安政五年正月二十二日に死去とあるとしている。
- (11) 「先朝紀略」の文久二年十二月十二日条に「職掌雑記」が引用されているが、これが同一書だとすると、明治二十年代には天保六年以降の分も存していたことになる。
- (12) 「解説」(『幕末の宮廷』所収(平凡社、一九七九年、一九六五年初出))。
- (13) 平井誠二二〇〇五年論文。章斐は「長橋雑記」(函架番号二五二二二)を、章武も「長橋殿雑記」(函架番号二五二二七)を遺している。
- (14) 詫間直樹編『京都御所造営録―造内裏御指図御用記』(一)～(五)(中央公論美術社、二〇一〇～一五年)で全文が翻刻されており、各冊に解題が施されている。
- (15) 武田庸二郎『『造内裏御指図御用日記』について』(『近世御用絵師の史的研究―幕藩制社会における絵師の身分と序列』所収、思文閣出版、二〇〇八年)。「禁裏御所御用日記」三九三冊のうちの「造内裏御指図御用掛御用并自分記」(六冊)、「賢聖障子其外障子図留」(一冊)である。「禁裏御所御用日記」については「公用の日記だけでなく、家事日記・私日記、また宮門跡・尼門跡などの禁裏以外の御用についても記され」(福田道宏『禁裏御所御用日記』について)(前掲同書所収)しているとするが、これは当部における勢多家の各種の御用雑記と同性格のものとみてよいのではないか。
- (16) この他にも土山家では土山武匡(一七三五～一七八一)のものかとされる「御用日記」も遺されているが、こちらは明和八年の後桃園天皇の大嘗祭の記録が中心となっている(京都府立京都学・歴史館所蔵)。
- (17) 「地下家伝」九の章純の項に「今度假服之儀有御尋勘文注進賞」とある。
- (18) 押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』第二部一五、一九八二年)。
- (19) 佐竹朋子「学習院学院所設立の歴史的意義」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学篇二、二〇〇三年)。
- (20) 小林文広『明治維新と京都―公家社会の解体』一一三～一一五頁(臨川書店、一九九八年)。
- (21) 「明治四年布告留」第一九号士族触頭五名撰定(京都府立京都学・歴史館所蔵)。
- (22) 「明治十四年自三月十日至同三十一日人民指令」一〇九号官金拝借願 大蔵省より難聞届旨指令のこと。
- (23) この時点では御陵掌は地方官(京都府)の管轄であり、宮内省の管轄下に入るのは明治十六年九月に宮内省京都支庁が設置されてからである。
- (24) 「具視京都皇宮保存ニ関シ意見書ヲ上ツル事」(『岩倉公実紀』下、九九一～一〇〇〇頁、皇后宮職御蔵版、一九〇六年)。

- (25) 「京都宮内省支庁中左ノ職員被置候条此旨相達候事」(『法規分類大全』官職門五、官制、内廷職、宮内省二(内閣記録局、一八八九年))。
- (26) 「退官者履歴録」一(識別番号八八二六八)。
- (27) 「退官者履歴録」一。
- (28) 「退官者履歴録」一。
- (29) 「図書寮史料二ノ上」(識別番号七一八四二、旧函架番号一七二一八三)。
- (30) これらは『神習文庫図書目録』(無窮会、一九三五年)に見えている。ただし無窮会図書館神習文庫は執筆時(平成二十九年九月現在)に改装中のため同館所蔵本については未調査。
- (31) 明治二十六年十月十九日図書属井上頼圀・同樋口利喜太郎宛書簡に見える「三条公御指諭之宮殿并衣服之部は脱稿」(明治二十六年図書寮重要雑録」第二号(識別番号二四一八一)のうちの「宮殿」の部が本書を指すか。
- (32) これら『孝明天皇紀』を編纂した際に先帝御事蹟取調掛で蒐集された本は明治四十四年に侍従職より図書寮へ移管された(明治四十四年図書録」(識別番号乙二八四)第一四号)。
- (33) 「明治二十六年図書寮重要雑録」第一号。
- (34) 明治二十六年秋に京都療養中の章甫と図書助山県篤蔵との間で「謄写并校合」を京都で行うことについての往復書簡が残っている(明治二十六年図書寮重要雑録」第二号)。この本を見てみると、巻一の署名と巻一から巻五までの本文は章甫の筆で、巻二以降の署名と巻六の本文は章甫のものではないように見える。巻五までは明治二十六年の春までに完成しており、巻六はそれ以降に執筆されたとみられることから、山県との書簡のなかで、「謄写并校合」の対象となっていないのは、春以降に執筆された巻六のことではないかと思われる。朱で訂正された部分は清書本とみられる本(識別番号七二七三九〇四四)に反映されているので、この朱は「謄写并校合」の後、章甫が加えたものである。以上より、この本は章甫によつて完成された稿本であった可能性が高い。なお、『先朝紀略』は『神習文庫図書目録』にも見えている。
- (35) 岩壁義光「宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂」(『史潮』新六三、二〇〇八年)。「京都旧官家士族名簿」(『平安義会資料』一三(京都学・歴史館所蔵))には明治二十二年十月の時点で章甫は「在東京」とある。
- (36) 「明治二十九年図書寮重要雑録」第四号、(識別番号二四一八一)。宮内大臣に提出されたのは、後者(識別番号七二七三九〇四四(旧函架番号四五五一))の清書したとみられるほうの本ではなからうか。
- (37) 「勢多章甫『先朝紀略』覚え書」(『國學院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要』二、二〇一〇年)。
- (38) 「孝明天皇御事蹟取調録」一、第二六号。旧儀式取調掛は「公事録」を編纂した部局で、この編纂メンバーに中山忠能や橋本実梁等の名前が見えている(『図説宮中行事解説』(『図説宮中行事』所収、同盟通信社、一九八〇年))。
- (39) 「蔵書史と新収書解説」(『書陵部紀要』一、一九五一年)。
- (40) 『神習文庫図書目録』に文久三年から慶応二(一八六六)年までの章甫抄出本が一冊見えている。
- (41) 西村慎太郎は「明らかな間違いや典拠が示されていないなど、利用には特に注意を要する」としている(『近世地下官人の収入』(『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇四年))。
- (42) この切紙は北陣の次第・沿革等を詳細に記している。北陣の記録は「職掌雑記」に見えるほか、「勢多旧記」(無窮会図書館神習文庫所蔵)にも「白馬節会北陣催次第」をはじめ白馬節会の記事が散見するという(吉田通子前掲論文)。このように北陣は検非違使に任じられる勢多家にとって重要な行事であったことがうかがえ、章甫はそれを「勢多章甫筆記」に付け加えたかったために図書寮に後から送ったのであろう。なおこの切紙の部分は刊本には載せられていない。
- (43) 早川万年「延喜式の版本について」(『延喜式研究』一、一九八八年)。ただしこの本には明暦三年の奥書がない。
- (44) 『復古記』四(内外書籍、一九二九年)。

- (45) 外池昇「陵墓観の変遷」(『成城文芸』一一五、一九八六年)。
- (46) 「古事類苑稿」(函架番号一〇六七七)の「山陵上」に見える「章武朝臣記」嘉永五年四月二十六日条に引用されている。
- (47) 「古事類苑編纂事歴」(『古事類苑総目録索引』所収、一九一四年)。
- (48) 「山陵上」の網文のなかで章甫が谷森のことを「篤志ノ人」と評価している。また章甫が伏見宮家から借用した本の写本が谷森家旧蔵図書に存するなど両者の間には親交があったような形跡が見られる(相曾二〇一四年論文)。「古事類苑稿」は明治四十四年に諸陵寮から移管されたが、それ以前にいつどこから諸陵寮に入ったものは未詳である。
- (49) 『神習文庫図書目録』に「勢多本」として、「議奏言渡 自嘉永七年至慶応二年」が見えている。
- (50) 「明治二十二年図書録」第三号(識別番号乙二七三)。その他、章甫は明治二十四年十一月に鷹司家に「先年来御借用之分」を返しているが、こちらは書名を見る限り装束に関するものが多いようである(「明治二十四年主殿寮出張所重要雑録」雑件ノ部、第三一号(識別番号二五二九四))。
- (51) 相曾二〇一四年論文。
- (52) 「大正七年図書録」(識別番号乙二八六)第四号。
- (53) 「明治十六年図書録」(識別番号乙二六八)第二号。
- (54) 「橋本実梁日記」(函架番号五〇八一五三)明治十二年二月十六日条。但しこの日実梁は不在で、章甫は不日再訪するとしているが、その後面会したかどうかは日記では確認できない。同日記慶応三年八月七日条にも章甫が見えることから、明治以前から職務を通して接触があったことはうかがえるが、どの程度の関係であったかは未詳である。
- (55) 「明治十四年自三月十日至同三十一日人民指令」一〇九号官金拝借願 大蔵省より難聞届旨指令のこと。
- (56) 「明治十一年総務課進退録」女官ノ部、第一三号(識別番号二〇八一)。
- (57) 「明治二十三年図書録」第二五号(識別番号乙二七四)。章甫の希望は三円

から五円とあるので、ほぼ希望通りに買い上げられたとみられる。章甫の二女威子が明治十一年に皇后宮職に就職した際に「月給金八円」とあるので(「明治十一年総務課進退録」、買い上げられた金額はそれほど高いものではなかったと思われる)。

(58) 署名のかわりに花押が書かれているものもある。現在、御用雑記類のうち、「皇太子」恵仁親王恒例臨時御用留(函架番号一七五一五)と「恵仁親王立坊新調御道具御用雑記」(函架番号一七五二〇)のみが御所本とされている。しかし体裁は「寛宮御用雑記」と似ており、これらの本が御所本とされた経緯については今後検討すべきと思われる。

(59) 『帝室和漢図書目録』に見える函番号は明治二十三年購入本は九番であり、御用雑記類が一〇番であることから、順序としては「記録并次第」の後に整理された可能性が考えられる。

(60) これらは田中勘兵衛(教忠)(一八三八―一九三四)より購求されている。『田中教忠蔵書目録』(一九八二年)所載の「年譜」によれば、田中と章甫は「学友」であったとする。また田中は明治二十九年七月より帝國京都博物館学芸委員を嘱託されており(同四十年三月京都帝室博物館学芸委員奏任待遇)、同三十五年三月には東京帝國図書館所蔵の「中原師守記」等の修補と新写に従事するとともに、同三十七年十二月には東京に家屋を購入した旨が見えている。一方、勢多の長子である章之は明治三十七年十一月四日に東京府属を休職満期になっている(「第一種・秘書・転免死亡者履歴・冊ノ九」(東京都公文書館所蔵(六〇二・C二・二二))。宣之とその亡父の「学友」であった田中が、この頃に接点があった可能性は十分に考えられよう。

(61) 「古事類苑編纂事歴」。